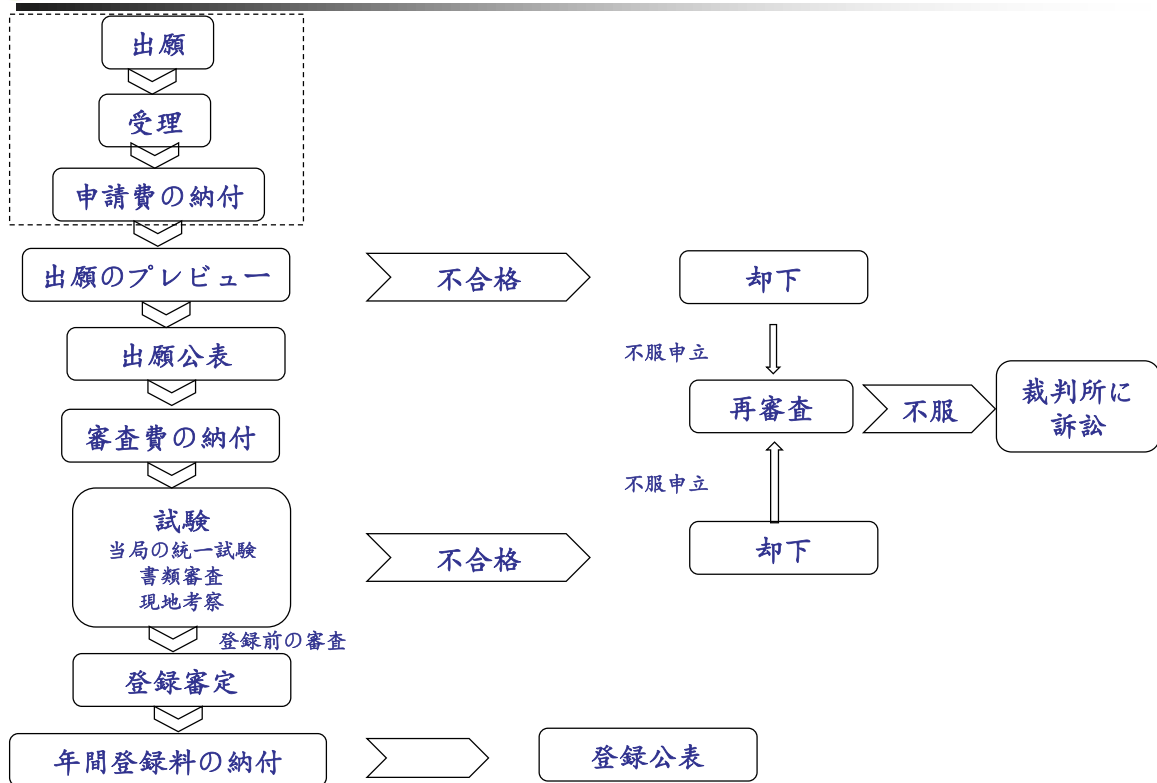




品種登録出願について



品種登録出願について

《植物新品種保護条例実施細則（農業部分）》

第十九条第二項：委任代理人に関する規定

中国内に住所及び居所（法人にあっては、営業所）を有しない外国人、外国企業又はその他の外国組織は、（中国農業部）新品種保護弁公室に、品種登録を出願する場合、代理機関を委任しなければなりません。